

令和4年第6回小国町教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和4年8月30日(火)
- 1 開催の場所 おぐに町民センター 101号室
- 1 開 会 8月30日 午前11時30分
- 1 閉 会 8月30日 午後12時00分
- 1 出席委員 教 育 長 麻生廣文君
教 育 委 員 田代篤雄君
教 育 委 員 梅田聖子君
教 育 委 員 千明和浩君
教 育 委 員 高村さつき君
- 1 出席職員 事 務 局 長 久野由美君
事 務 局 次 長 後藤栄二君
(社会教育係長兼務)

議事の経過（R 4.8.3 0）

教育長（麻生廣文君） 小国町総合教育会議に引き続きお疲れ様です。ただいま、出席委員は全委員私含めて5人です。定員数に達しておりますので、令和4年第6回小国町教育委員会会議を開催いたします。

（午前11時30分）

教育長（麻生廣文君） 議事日程につきましては、お手元に配布してあるとおりです。日程第1「会議録署名の指名について」は、小国町教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、本日出席の教育委員全員及び会議録を調整する職員の署名とします。

日程第2「会期の決定について」 お諮りいたします。会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

教育委員（全員） はい。

教育長（麻生廣文君） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたします。

日程第3「教育長の報告について」、それでは、私の方から4点について報告させていただきます。

始めに、8/26から学校が始まりました。始業式時には、コロナウイルス関係では小学生16人、中学生17人の出席停止がありました。町内で猛威を振るっていますので感染予防対策をしっかりとるようお願いしたところです。

- ① 新型コロナウイルス関係。4/1～8/25までの学校関係の感染者数は、小学校45名、中学校23名の合計68名、職員4名、総計72名でした。学級閉鎖4-1、8-2、2-1、5-2、7-2、5-1、学年閉鎖9年、8年を、土日は喜んで5日をめぐりに行っています。感染拡大にならないように町長部局と確認・相談を行っています。閉鎖クラスでの取り組みとしてはタブレットの持ち帰りや、宿題ドリル、中学校では授業配信を行ったりしています。
- ② 2学期の行事については、9/10小学校の運動会、中学校の陸上大会がどちらも来賓なしで予定されています。9年生の修学旅行が9/4から9/6で、広島方面にいきます。
- ③ 夏休み中の児童生徒の事故等の大きな報告はありません
- ④ 職員の動向については、給食技師が6月下旬に退職し、9月から臨時技師が就任しました。小学校の先生が産前休暇に入り、保護者へ連絡し2学期から専科の先生が担任にはいっていただいています。臨採の先生がどうしても見つからず内部で加配の先生をお願いしているものです。

ただ今の教育長からの報告事項について、質問あるいはご意見等あれば、お願いします。

なければ、次に移りたいと思います。

日程第4 教育委員会事務局からの報告について事務局からお願いします。

事務局長（久野由美君） 事務局から次の内容を報告する。

- ① 前回の教育委員会会議資料の一部差替えのお願い（内容は「新入学児童生徒学用品費の小学校の金額で、正しくは54,060円。」お詫びして訂正。）
- ② 小国小・中学校の学校経営案を配布
- ③ 小国中学校中体連夏季大会などの結果について報告（別紙資料）
- ④ 情報教育県大会発表会のお知らせ

教育長（麻生廣文君） ただ今の報告事項について、質問あるいはご意見等あれば、お願いします。

なければ、ただいまから議事に入りたいと思います。

日程第5 議案第1号 「令和4年度小国町一般会計補正予算（第3号）の教育に関する事務に係る部分の提出のための意見聴取について」から日程第7 議案第3号 「令和4年度小国町一般会計補正予算（第5号）の教育に関する事務に係る部分の提出のための意見聴取について」は一般会計補正予算ですので一括して議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長（久野由美君） お手元に配布してあります議案集をご覧いただきたいと思います。議案第1号 令和4年度小国町一般会計補正予算（第3号）の教育に関する事務に係る部分の提出のための意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定及び教育長に対する事務委任規則第1条第12項の規定により、別紙について令和4年度小国町一般会計補正予算（第3号）の教育に関する事務に係る部分の予算提出のための意見を聴取する。令和4年8月30日提出 小国町教育長 麻生廣文です。

続いて、議案第2号 令和4年度小国町一般会計補正予算（第4号）の教育に関する事務に係る部分の提出のための意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定及び教育長に対する事務委任規則第1条第12項の規定により、別紙について令和4年度小国町一般会計補正予算（第4号）の教育に関する事務に係る部分の予算提出のための意見を聴取する。令和4年8月30日提出 小国町教育長 麻生廣文です。

次に、議案第3号 令和4年度小国町一般会計補正予算（第5号）の教育に関する事務に係る部分の提出のための意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定及び教育長に対する事務委任規則第1条第12項の規定により、別紙について令和4年度小国町一般会計補正予算（第5号）の教育に関する事務に係る部分の予算提出のための意見を聴取する。令和4年8月30日提

出 小国町教育長 麻生廣文です。

右肩に赤で1と書いてある、令和4年度小国町一般会計補正予算第3号をご覧ください。表紙の表、第1表歳出予算補正で、保健体育費を570万円増額し、教育費の総額が3億6,843万円となるものです。

裏面をご覧ください。下の段の歳出から説明します。

今回の補正につきましては、目の1、保健体育総務費の負担金補助及び交付金として、先日開催された熊本県中体連夏季大会において、優勝又は上位に入賞した小国中学校バドミントンの男女団体及び個人が沖縄県那覇市で行われる九州中学校バドミントン大会に出場する経費を補助するもので220万円を予算計上しております。対象者は部員が男子7人女子6人、引率及びコーチが3人の計16人となっています。次に、九州大会で上位の成績を収めたホッケー男女が8月19日から22日まで宮城県栗原市で行われる全日本中学生ホッケー選手権大会に出場する経費を補助するもので350万円を予算計上しております。対象者は部員が男子8人女子9人、引率及びコーチが5人の計22人となっています。この歳出に係る費用の財源は、前年度繰越金を充当するものです。なお、この補正予算につきましては、出場決定から大会開催までの期間が短く、急を要することもあり、8月2日に専決処分させていただいております。

次に、議案第2号を説明します。右肩に赤で2と書いてある令和4年度小国町一般会計補正予算第4号をご覧ください。第1表歳出予算補正で、保健体育費を160万円増額し、教育費の総額が3億7,003万円となるものです。裏面をご覧ください。下の段の歳出から説明します。今回の補正につきましては、目の1、保健体育総務費の負担金補助及び交付金として、九州大会で優勝の成績を収めたバドミントン女子団体及び個人が8月19日から22日まで秋田県弘前市で行われる全国中学校バドミントン大会に出場する経費を補助するもので160万円を予算計上しております。対象者は部員が7人、引率及びコーチが3人の計10人となっています。この歳出に係る費用の財源は、前年度繰越金を充当するものです。なお、この補正予算につきましても、出場決定から大会開催までの期間が短く、急を要することもあり、8月15日に専決処分させていただいております。

次に、議案第3号を説明します。右肩に赤で3と書いてある、令和4年度小国町一般会計補正予算第5号をご覧ください。表紙の表、第2表歳出予算補正で、教育総務費の8万円及び社会教育費を18万3千円増額し、教育費の総額が3億7,029万3千円となるものです。裏面をご覧ください。下の段の歳出から先に説明します。まず、目の4文化財保護費の報酬、文化財保護委員日額報酬3万円と費用弁償2万円の増額です。これは、阿蘇郡市内を持ち回りで行っている阿蘇郡市公民館連合会現地視察研修が、今年度、急遽小国町と決まり、文化財の現地研修の準備のための文化財保護委員会が必要となったため、報酬と費用弁償の増額補正をお願いするものです。この研修会は、2年間延期となっていましたが、他の研修との兼ね合いから順番だった市町村を割愛して、次の予定の小国町での開催となったものです。財源は一般財源です。次に、社会教育費、目の5交流多目的施設費の備品購入

費、図書購入費13万3千円の増額です。これは、宮原婦人会から、大字単位での活動から小国町女性会へ移行する際に、町図書室の本を購入してほしいとのご意向で寄付していただきましたので、その意向に基づき図書の購入を行うものです。財源は寄附金です。

これで補正予算の説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。

教育長（麻生廣文君） ただ今の事務局からの説明ございましたが、質問あるいはご意見等があれば、お願ひします。

（「ありません。」と呼ぶのもあり。）

教育長（麻生廣文君） それでは採決に入ります。採決は議案ごとに行います。議案第1号について原案のとおり決することにご異議ございませぬか。

教育委員全員 はい。

教育長（麻生廣文君） 異議なしと認めます。よって議案第1号「令和4年度小国町一般会計補正予算（第3号）の教育に関する事務に係る部分の提出のための意見聴取について」は原案のとおりとすることに決定しました。続いて、議案第2号について原案のとおり決することにご異議ございませぬか。

教育委員全員 はい。

教育長（麻生廣文君） 異議なしと認めます。よって議案第2号「令和4年度小国町一般会計補正予算（第4号）の教育に関する事務に係る部分の提出のための意見聴取について」は原案のとおりとすることに決定しました。続いて、議案第3号について原案のとおり決することにご異議ございませぬか。

教育委員全員 はい。

教育長（麻生廣文君） 異議なしと認めます。よって議案第3号「令和4年度小国町一般会計補正予算（第5号）の教育に関する事務に係る部分の提出のための意見聴取について」は原案のとおりとすることに決定しました。次に、日程第8 議案第4号「小国町教育委員会の事務に係る点検評価報告書（令和3年度事業分）について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長（久野由美君） 議案集2ページ下段をご覧ください。議案第4号 小国町教育委員会の事務に係る点検評価報告書（令和3年度事業分）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定及び教

育長に対する事務委任規則第1条第16号の規定により、小国町教育委員会の事務に係る点検評価報告書（令和3年度事業分）を、別紙のとおり提出する。令和4年8月30日提出 小国町教育長 麻生廣文です。報告書の説明につきましては、後藤次長より行います。

事務局次長（後藤栄二君） それでは、小国町教育委員会の事務に係る点検評価報告書（令和3年度事業分）報告書の説明をさせていただきます。右肩に赤で4と示している報告書をご覧ください。

資料の2ページ、地方行政の組織及び運営に関する法律26条の1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成しこれを議会に提出するものです。評価員は地方教育行政の組織及び運営の26条の第2項の規定に基づいて松寄毅さん、福田憲司さんに委嘱しています。7月29日、教育に関する事務の管理及び執行状況について各係長から説明して点検評価を行っていただき、8月18日意見をまとめていただきました。10ページから11ページにまたがり学校教育の4事業、12ページに社会教育3事業、13ページ文化振興係1事業を掲載しています。最後に14～15ページの点検評価の意見だけ読ませさせていただきます。

①ICT教育への移行が計画的に進められており、学力向上にも繋がっていることは望ましい状況である。教育機器の利活用推進を組織的に取り組み、継続していくことが必要である。なお、1人1台端末の校外学習や持ち帰り学習における児童生徒に対しての指導管理をお願いしたい。

②児童にとって適正なスポーツ環境を確保する上でも社会体育の推進及び種目の設定増や指導者の確保を今後もお願いしたい。さらに中学校のスポーツ環境（休日の運動部活動から段階的に地域移行）を見据えた検討を早期に進めていただきたい。

③坂本善三美術館活動は個人・団体が参加したネットワークの構築が図られ評価できる。地域住民だけでなく町外へ拡がる継続的な活動の取り組みを推進していただきたい。

という意見をいただいています。この報告書を教育委員会に諮り、議会に提出するものです。簡単でございますけども、以上で説明を終わります。

教育長（麻生廣文君） ただ今の事務局からの説明について、質問あるいはご意見等があれば、お願いします。

質問がなければ採決に入ります。

議案第4号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

教育委員全員 はい。

教育長（麻生廣文君） 異議なしと認めます。よって議案第4号 「小国町教育委員会の事務に係る点検評価報告書（令和3年度事業分）について」は原案のとおり議

会に報告することに決定しました。

教育長（麻生廣文君） 日程第9 「その他」となっていますが、委員の皆様からあるいは事務局の方から何かあればお願いします。

（「ありません。」と呼ぶのもあり。）

教育長（麻生廣文君） 他になれば、閉会したいと思います。ご審議ありがとうございました。これをもちまして、令和4年第6回小国町教育委員会会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

（午後0時00分）

小国町教育委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年8月30日

小国町教育委員会 教 育 長

教育委員

教育委員

教育委員

教育委員

事務局長